

3 議会基本条例の検証について（資料3、4、5、6）

【町田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 前回8月23日の本委員会において、議会基本条例の検証について、3点の事項を各会派に持ち帰っていただき、本日の本委員会で、各会派から意見・修正等をお願いすることとなった。1点目は、資料3の議会基本条例の検証結果報告について、2点目は、資料4に記載の議会改革に関わる提案項目について、改選後速やかに議論を俎上にのせるよう、議長を通じて申し送ることについて、3点目は通年議会について、実施に向けた検討を行うことについてである。3点目の通年議会については、委員からの実施に係るメリット・デメリットを資料として用意されたいとの意見などを受け、委員長が資料5として、全国の事例から通年議会のメリット・デメリットや施行するに当たって整理すべき事項などをまとめられている。また、資料6として、本年7月に逗子市議会が県内通年議会導入市の制定時期及びメリット・デメリットを調査されており、その調査結果の抜粋を記載している。神奈川県内では、19市のうち、現時点では、相模原市、横須賀市、厚木市、秦野市の4市が通年議会を導入している。

【町田委員長】 資料5、資料6の記載内容についての確認などは、後ほど通年議会の協議を行う際をお願いしたい。それでは、まず、1点目、2点目としてお願いをしている、資料3の議会基本条例の検証結果報告についてと、同結果報告に「改選後速やかに議論を俎上に乗せるよう議長を通じて申し送ること」と記載している資料4に記載の議会改革に関わる提案項目について、協議をお願いする。あらかじめ、会派としての考えをまとめてきていただいていると思うので、まず1点目、資料3の議会基本条例の検証結果報告について順番にお聞きしていきたい。

【井上委員】 自由民主党は、異論ない。

【河端委員】 公明党は、異論ない。

【赤嶺委員】 大和正風会は、委員長案に賛成である。

【国兼委員外議員】 神奈川ネットワーク運動は、異議はない。

【堀口委員】 日本共産党は、特にない。

【石田委員】 虹の会は、このとおりでよい。

【町田委員】 明るいまらい大和も異存はない。

【町田委員長】 今期の検証結果報告については合意としたいが、よろしいか。

全 員 了 承

【町田委員長】 それでは、そのように決定する。続いて2点目、資料4の次期に申し送る議会改革関連について、過不足、意見等はあるか。

【井上委員】 自由民主党は、異論ない。

【河端委員】 公明党は、異論ない。

【赤嶺委員】 大和正風会は、個々に気になる部分はあるが、次期改選後の議会で判断することが望ましいと考えている。

【国兼委員外議員】 神奈川ネットワーク運動は、異議はないが、タブレット端末の導入については、小型パソコンのほうが使い勝手がいいと考えている。

【堀口委員】 日本共産党は、こちらで問題はない。ただ議会のこれまでの運営を見ていて、例えば今傍聴が制限されている中ではあるが、お子さん連れで傍聴に見える方もいる。そういった方の環境

をどうやって整えるかということも、併せて考えていかなければいけないと後から思い立ち、そこも一緒に議論できればいいのではないかと考えている。

【石田委員】 虹の会は、まずこの諸課題を申し送って直ちに次期で進めていくのは賛成であるが、改選後にはまた違う議員も出てきて、様々な課題意識を持っている方もいると思うので、これでコンプリートするのではなくて、また改めて話し合う内容というのは、プラスアルファがあってもいいと思うので、その部分も含めてお願いをしたい。意見である。

【町田委員】 明るいみらい大和は、原案のとおりである。

【町田委員長】 いろいろと御意見を賜ったが、次期にこれらの意見全てを付して申し送ることで、よろしいか。

全 員 了 承

【町田委員長】 それでは、そのように決定する。続いて3点目、通年議会について協議に入る。資料5について説明する。前回の本委員会では委員から、もう少しメリットやデメリット、付随して行われる改正など、細かいところまでつまびらかにしないと判断しづらいという意見をいただいたので、資料を用意した。前回いただいた意見、その後、私にいただいた意見なども含めて網羅してある。

まず、なぜ条例改正が必要なのかについて、前回赤嶺委員から、条例改正しなくてもできると助言があったが、前回議長からも説明があったように、法的根拠により通年議会を施行することが本筋であり、ぜひ条例改正して通年議会を実施したいということである。また、条例改正せず、実質通年議会にするのは便利ではあるが、一方で元に戻しやすくなるので、毎回するしないの議論になる可能性を考えれば、しっかりと条例に定めたいというところで整理をしている。

次に、なぜこのタイミングなのかについて、そもそも前期の申し送りで、今期4年間の早い時期からその施行を検討することが全会一致で合意され申し送りとされていたが、前回説明したとおりにできなかったもので、早く施行を検討しなければいけないということである。もう一点は、前回議長から説明いただいたが、改選前に条例改正を行うことで、次期市議選に立候補する者にその前提を提示することになるため、改選後に再度通年議会について、いい悪いという議論を惹起することがないという理由で、今のタイミングで定めることが必要ではないかということである。

次に、メリット・デメリットをもう少し整理してほしいということで、全国の事例を見ると、いろいろなところが検証している。メリットで多く挙げられたのが次の3点である。まず専決処分を少なくできる。ここは理解いただけると思う。また突発的な事件、災害、緊急の行政課題が発生しても、すぐに対応できる。今回のコロナのように議会を開会して本会議で審議することが必要だと考えた委員もいると思うが、そういう場合に対応しやすい。また本会議や委員会等の日数・時間が増えて充実した審議が行える。特に、委員会調査が充実する。例えば、以前閉会中に給食への異物混入があり、文教市民経済常任委員会の委員で、給食調理場へ視察に行ったことがあるが、閉会中であり委員会として行くことができずに任意で議員が集まって行った。こういうことを委員会調査として行うことができるようになるというメリットもある。デメリットは、よく言われるのが次の2点である。行政等の事務負担が増える。議会開催の経費が増加する。これは確かにそうであるが、他議会の状況を確認してみると、デメリットと言えほどのコストとは捉えられてはいない。ただ、本市議会の場合は幾らになるのか、何日になるのか、算出してみないと分からない。また、行政側が求めに応じて本会議に出席しなければいけないので、通常業務に影響が出るという懸念がある。後は、議員が忙し

くなって地域の活動に参加できなくなるや、定例会以外のときも常に招集されると思っているとめり張りがなくなるなどの意見が全国の事例からは出されている。

次に、施行するに当たって整理すべき事項はどのようなものがあるかについて、多かったのは次の5点である。1点目は開議に係るルールの設定、市長から開議請求があった場合にどうするのか、何日以内に開くのかやどんなときに開くのか等、ルールを決めないといけない。2点目、専決処分取扱いは条件があるが、これを細かく規則で決めていくことになる。緊急のときなのか、単に条文の変更、国による条文の変更に追従するもので緊急を要するのか、期またぎの議案だからするしかないなどを細かく決めていくことになる。3点目に一事不再議がある。同一会期中に議決された事件については再度提出できないので、例えば陳情は、通年議会になると1年間提出できない。ただ本市議会は運用上既にそうなので、あまり影響はない。例えば、資料5-3に記載の相模原市議会会議規則第14条では「議会で議決された事件については、同一会期中（臨時会に限る。）又は同一会議期間中は再び提出することができない。」としている。相模原市議会の場合は、12月中旬頃に通年議会は1回終わり、お正月を少し過ぎたぐらいに通年議会が始まる。12か月間の通年議会ではなく、ほぼ11か月である。年末年始の空白の1か月に、もし臨時の突発的なことがあったときに、臨時会を行うことが想定されているパターンである。仮に、例えば1月1日から12月31日までという1年間の会期設定をした場合は、臨時会という原則はなく臨時会議ということになる。今行っている3月議会、6月議会は1年間の会期になると、3月会議、6月会議など定例会議のような名前にして運用するところが多くなっている。陳情の一事不再議は、例えば従前のものを適用すると、1年間で再度提出できない等が引き継がれていくことが想定される。4点目、請願の提出期限については、定例会ごとに4回決めているが、通年議会になると1年に1回の提出日までしないとといけないが、これは先ほど申し上げたとおり、定例会を定例会議とし、その会議の何日前までに提出してくださいという現行のルールをスライドさせれば、年4回、今までと変わらず提出する機会が設けられる。5点目は会議録の調製であるが、発言の訂正や削除は会期中に行われなければならないが、これが通年議会で1年間会期が終わらないとなると、発言の訂正が1年間にわたってできてしまうことになる。資料5-3に記載の相模原市議会会議規則では、第62条で次のように規定している。「発言した議員は、その会期中（臨時会に限る。）又はその会議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。」そういう運用を相模原市議長の場合している。以上のように整理すべき事項は意外と細かくいろいろとあるが、原則は今の議会運営を踏襲しつつ、しっかりと会議規則等に定めて、分かるようにしていきたいということになる。どのような会議規則になるのかは、通年議会を実施するというを決めて、その後に細目を皆さんに図っていければと思っている。その他、添付資料について説明する。まず、資料5-1は通年議会を実施してみて、メリット・デメリットがどうだったのかの検証結果で、これは三重県議会の平成25年の集計結果である。参考までに御覧いただければと思う。県議会と市議会の違いはあるかと思うが、実際に実施してみた感覚などが伝わると思う。資料5-2は今提案している法第102条第2項の定例会を年1回とする条例変更の形で、通年議会を実施している自治体の一覧である。会期の設定状況や導入時期、そのほかに細かいところも書かれているので、参考までに資料で提供している。後は、事務局に用意させたのが資料6の神奈川県内の状況である。逗子市議会が7月に行った調査の資料であるが、相模原市、横須賀市、また違う方式ではあるが厚木市、秦野市が通年議会を導入してみてどうだったのかというところのメリット・デメリットで、併せて参考にしてもらえればと思う。質問、意見等はあるか。

【河端委員】 全国の事例等を丁寧に説明いただき、いろいろな資料も御用意いただいたが、そもそも通年議会を実施する方向で進んでいるのかをもう一度確認をしたい。

【町田委員長】 皆さんの合意を得ていないので、まだ実施するもしないも決まっていない。既に先ほど申し上げたとおり、今期の早い時期からその施行を検討することが、前期の議会改革実行委員会で全会一致で合意されて申し送りにされている。そのレベルでは、実施することで合意されているが、最終的にはここで決めるという段階である。

【河端委員】 なぜこのタイミングなのかということについて、今期の早い時期からその施行を検討することが全会一致で合意をされているが、今期の早い時期というのがコロナのこともあり、十分に検討されてこなかったという状況があると思う。会派としては今期の早い時期から、その施行を検討することが難しかったということもあって、今期でその結論を出すのは、あまりにも拙速過ぎるのではないかということである。通年議会を進めることに対して、検討することは必要だろうと思っているが、優先順位が通年議会だけ物すごく高いかと言ったらそうとは考えていない。通年議会を実施しているところに本委員会で視察に行っているわけでもなく、また通年議会を採用して途中で定例会方式に戻したようなところもあったりするので、そこをきちんと調査研究をして視察に行つて、皆さんで意見を出し合うことも大事ではないかという意見も会派で出ているので、今期で通年議会を採用することを決めるのは、もう少し慎重に考えるべきではないかという意見である。

【中村議長】 基本的に私は通年議会を進めてほしいということをお願いしているが、河端委員が言ったこともよく分かる。ただ、これは4年間何も話せずに今回出てきた話ではなく、前期の終わりに検討していこうと合意しているので、当然に各議員が考えてきたことだと私は思っている。いきなり12月議会で通年議会を来年から実施しましょうと言っているわけではなくて、何年も前から話が出ていて、みんな課題として挙げていたことである。会議録によると前期の議会改革実行委員会で通年議会を実施すべきだという提案をしたのは公明党だけであり、その提案を受けて、みんなでこれについては大まかに合意をして、来期の早い時期からさらに検討していきましょうということで前期は終わっているの、この4年間何もこのことを考えなかったということはある得ないと思っている。今、コロナの状況の中で、専決処分が多発されるようになって、そのことについて議会も非常に懸念を示していたわけである。専決処分はよくないのでどうしたらいいのかと言ったら、通年議会にすれば解決できる。つまりそれは行政側に専決処分をやめてくださいと言うのではなくて、我々が通年議会にすることによって改善できる問題である。皆さんが議論をする時間も4年間あって、いよいよ年度末になって結論を出しましょうと言っていることなので、いろいろな意見があると思うが、スピード感を持つことも大事だと思う。もう一つの委員会のネット中継のほうは、お金もかかることなので、ここですぐにできるとすることが難しい。通年議会については、ここで結論を出すことで、まだたくさんある他の議会改革の問題を委員長から説明があったように次期に取り組んでいける。一つ一つ解決していかないと何も進まない。これについては、いろいろな意見があると思うが、理解いただき進めてもらいたい。

【町田委員長】 本日決めるということではない。たくさん資料も用意したので、また持ち帰って再度検討することをお願いすることになると思うが、各委員から意見があればお願いしたい。

【石田委員】 私も従前から指摘をして、市長にもかなり強く言っているが、専決処分の判断がかなり恣意的で、特に条例の専決処分でマスク条例があったが、本当に議会軽視の最たるものではないかと私は感じている。そういったことがある種横行しているというのが私の感覚なので、そういう中で市議会として取り得る手段というのをなるべく早く講じていくことを市民に示す。ただ文句を言つて

いるだけでは、何でできることをしないのかという話になってしまう。恐らく通年議会にしても、市長は強引に専決処分をしようとするればできてしまうが理屈を奪える。少なくとも議会は開催中なのに何で議会に諮らないのかということが言えるようになり、かなりしづらくなると思う。市長としては嫌だろうから、一生懸命手回しをしてくる可能性はあるが、やはり議会の理解でおかしなものをおかしいと示すためにも、通年議会にするというのは必要なことだと私は感じている。

【堀口委員】 会派というより私の意見になってしまうが、やはり専決処分ではなく、しっかりと議会で議論ができる場が保障されるということもそうであるし、委員会の調査が先ほどから充実するという話があって、いろいろな取組の中で、委員会としては行えないというところがいつも立ちほだかっていた壁であったと思う。先ほど委員長が言われたように、有志という形で調理場に行ったり、認定こども園を視察したりとか、時には社協のバスを出していただいているということもしてきたが、委員会としてそれが確実にできる。それが政策として議会に反映できるということで充実をするのであれば、通年議会というものも検討していく必要があると思う。身近なところで実際に実証している自治体があるので、なかなかコロナの感染状況の中で、視察というと気が重い、取組状況などは聞ける距離にはいると思うので、そういったこともしながら、前向きに取り組んでいいのではないかなと思う。

【赤嶺委員】 通年議会に関しては条例改正や、擬似的に通年議会を採用するなど様々なケースが他の議会でもあることは承知をしている。ただ、どのやり方がその議会の運営の仕方に合っているかというところでは、残念ながらそこまでの議論には至っていないと感じている。我々も今回通年議会を導入すべきという形で提案している。メリットの部分にある議会が非常に活発に活動するようになるということが一番のメリットであると思う。やはり議員が活動すべき中心の場所は議会になるので、そこで活発な意見交換や委員会の調査等が行われるようになることは非常に望ましいことであると思う。しかしながら、デメリットの部分をどう対応するかというところは、もう少し委員間で議論する必要があるかと思う。この後どういう形で上程をしていくかというスケジュールが明確でないところはありますが、任期はまだ少ないながらも残っているので、この辺りの議論を深めていきながら、どういう形で実施をしていくか結論を出す必要があると考えている。

【井上委員】 これだけの資料を出していただいたことに感謝する。こういった細かい内容でメリット・デメリットを出していただいたことによって、また会派で議論をして会派としてはこういう考え方だということを示したい。

【町田委員長】 短いとはいえまだ会期が残っているので、できるだけ皆さんの不安なところや調整できるところは潰しながら、議長の思いも伺ったので、会期中にできる限り行うということで決めて進められるように、よく議論を尽くしていく必要があるというところである。

【国兼委員外議員】 本日たくさんの資料をいただいたことに感謝申し上げます。この資料を基に再度持ち帰るということの前提で話をします。通年議会について、神奈川ネットワーク運動としては進めるべきという考えで本日出席したが、例えば通年議会の会議を改選後の5月からにするかなど、細かい部分も詰めなければいけないと思うので、この資料を基に検討したい。条例改正が委員会付託されることなく実行されていることや、議会は市長と二元代表制で対等であるということからも通年議会に対しては、期待しているところである。

【町田委員長】 通年議会の実施については、再度各会派に持ち帰っていただき、次回9月22日の本委員会で再度協議をお願いします。